

## 入札公告

物品の調達について、次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、宝塚市病院事業会計規程(平成17年3月30日病院事業管理規定第13号)第86条の規定によりその例によることとされる宝塚市契約規則(平成22年規則第9号)第4条の規定に基づき公告する。

平成30年6月29日

宝塚市病院事業管理者 明石 章則

### 1 入札に付する事項

- (1) 案件番号 病消一 1
- (2) 案件名 宝塚市立病院患者給食用食器および厨房用品等の購入
- (3) 納入場所 宝塚市立病院(宝塚市小浜4丁目5番1号)
- (4) 納入期限 平成30年7月30日(月)から平成30年8月29日(水)までの指定する日に納品すること(詳細は入札説明書のとおり)
- (5) 調達物品の内容等 入札説明書のとおり

### 2 入札参加に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 入札参加申請期限日において宝塚市の平成29・30年度入札参加資格者名簿(物品)に登載されている者で、取引希望種目を厨房用消耗品・洗剤・石けんとしている者または、購入物品等と類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。
- (2) 次に掲げる事項に該当する者でないこと。
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当する者
  - ② 宝塚市の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申請期限日(確認基準日)又は入札日に受けている者
  - ③ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当する者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。)でないこと。

### 3 入札参加の申請、審査及び通知

(1) 本入札に参加を希望する者は、入札説明書の示す方法により制限付き一般競争入札参加申請書および納入実績調書等を提出すること。

① 提出期間 平成30年6月29日から平成30年7月9日 午後1時まで  
(日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時まで)

② 提出場所 宝塚市小浜4丁目5番1号  
宝塚市立病院 経営統括部 管理担当

(2) 入札参加資格の審査の結果通知

入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると認められた者に対して、平成30年7月10日 午後1時までに電子メールにより通知する。

また、審査の結果、入札参加資格がないと認められた者には、理由を記載し通知書を送信する。

(3) 入札参加申請期間内に1者のみの参加申請となった場合は、入札を中止する。

4 契約条項を示す場所及び期間

契約書、地方自治法、同法施行令及び宝塚市契約規則については、宝塚市立病院経営統括部管理担当において閲覧することができる。

閲覧期間 平成30年6月29日から平成30年7月12日まで  
(日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時まで)

5 入札説明書等の公開日及び入手方法

平成30年6月29日から宝塚市立病院ホームページでダウンロードすること。  
(宝塚市立病院ホームページURL：<http://takarazukacity-hp.com>)

6 入札及び開札の日時、場所

平成30年7月12日 10時30分 宝塚市立病院3階 講堂3

7 入札保証金：免除

8 入札の方法、注意事項等

(1) 入札参加者は、地方自治法、同法施行令及び宝塚市契約規則を遵守のうえ、入札すること。

(2) 入札回数は2回までとする。

(3) 入札金額は、消費税抜きの金額を記入すること。

(4) 入札書の提出後は入札金額の訂正は受け付けないので、記載した金額の確認は十分に行うこと。

(5) 入札を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(6) 入札者が1者の場合、入札を中止する。ただし、再度の入札の場合を除く。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 談合その他不正行為があった入札
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び申請書及び添付資料に虚偽の記載を行ったことにより資格を得た者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (4) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札

## 10 質疑書の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 平成30年6月29日から平成30年7月9日 午後1時までにファックスにより提出すること。

F A Xの送付先：宝塚市立病院経営統括部管理担当

F A X番号：0797-87-6921

- (2) 質疑回答日時 平成30年7月10日 午後1時以降
- (3) 質疑回答方法 質疑書の提出があった場合は、全者にファックスにより回答する。（質疑書の提出がなかった場合は、回答は行わない。）

11 予定価格：公表しない

12 最低制限価格：設定しない

## 13 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の金額で応札した者を契約の相手方として決定する。

## 14 同価格の入札

落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係ない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

15 契約書 : 宝塚市立病院が定めた契約書による。

16 契約保証金 : 免除

17 その他

- (1) 落札者は契約を締結するに当り、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱第3条第2号に基づく誓約書を提出すること。

18 問い合わせ

郵便番号665-0827 宝塚市小浜4丁目5番1号

宝塚市立病院 経営統括部 管理担当

電話 0797-87-1473 FAX 0797-87-6921

電子メール m-takarazuka0200@city.takarazuka.lg.jp